

鳥取県告示第 254 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年 4 月20日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町 717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 障害者自立支援居宅介護等事業所	倉吉市葵町717-3	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成22年 4 月 1 日